

---

令和7年 第3回(定例)桂川町議会会議録(第2日)

令和7年9月18日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和7年9月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(9名)

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	

---

欠席議員(1名)

10番 青柳 久善君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	井上 利一君	副町長 .....	山邊 久長君
教育長 .....	大庭 公正君	総務課長 .....	横山 由枝君
企画財政課長 .....	小平 知仁君	建設事業課長 .....	原中 康君
住民課長 .....	山本 博君	会計管理者 .....	北原 義識君
税務課長 .....	古野 博文君	保険環境課長 .....	川野 寛明君

健康福祉課長	……………	原田 紀昭君	産業振興課長	……………	横山 龍一君
子育て支援課長	……………	藤木 秀臣君	水道課長	……………	秦 俊一君
学校教育課長	……………	平井登志子君	社会教育課長	……………	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	………	尾園 晃君	社会教育課長補佐	………	吉貝 英貴君

---

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番、吉川紀代子議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い、一般質問に参加いたします。

まず、最初に、避難所の環境整備について、2点ほど問題提起したいと思います。

7月30日、ロシア、カムチャツカ半島付近で発生した大地震により、太平洋側の広範囲にわたって津波警報が発表されました。猛暑が続く今夏を直撃した津波で、災害時に避難所となる体育館へのエアコン設置が、改めて課題となりました。

文部科学省によると、今年5月現在、公立学校体育館の冷房設置率は、全国平均で小学校が22.0%、中学校が23.7%、東京都は92.6%、大阪府は49.8%と、大きな差があります。

本町は、小中学校ともに未設置であります。

文部科学省は、2023年度から、エアコン設置工事の国庫補助を3分の1から2分の1に引き上げております。避難所として、さらに地方財政措置として元利償還金への交付税率50%があり、町の実質負担は25%で設置できます。

さらに、今年度から、光熱費も交付税措置があります。

これらの制度を活用し、町内の小中3校体育館にエアコンを設置すべきではないでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 避難所の環境整備ということで、お答えしたいと思います。

指定避難所には、町内の公共施設や小中学校の体育館など、8施設を位置づけておりますが、全ての避難所を同時に開設するわけではございません。災害の規模や避難者の人数などに応じて、

まずは優先度の高い施設から開設し、必要に応じて順次開設していくようにしております。

御質問の小中学校体育館は、必要に応じて開く避難所と位置づけておりますので、現時点では、小中学校の体育館を避難所として開設する必要がある際には、県や町の災害時協定等を活用し、スポットクーラー等を搬入し、避難所の環境整備に対応したいと考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 現在、桂川の小中学校の体育館は避難所ではないと。必要に応じたら、そういう措置をしていくというような答弁だと聞きました。おかしいと思います。

事が起こってからできるんですか。先にしとかなないと、いけないんじゃないですか。

国は、政府は、体育館へのエアコン設置を奨励しています。何で桂川町は、そういう後ろ向きな考え方なんですか。

ちなみに、宮若市は、宮若市における6校全校にエアコンを設置しているそうです。少し考え方を考えていただきたいと思います。事が起こってからでは遅いんです。早くこういう措置が、国から出ているんだから、こういう制度を早く活用すべきじゃないですか。

毎日暑過ぎる温度を考えたときに、避難所となったときに、避難された方々はどうされるんですか。それから考えるんですか。遅いと思います。早く考えていただきたいと思って、私はわざわざ言っています。これが、今回が初めてではありません。今までも言っています。もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問のほうにつきましては、現時点では、先ほどの答弁とも繰り返しになりますけども、県や町の災害時協定等を活用して、スポットクーラー等の搬入を考えておりますので、全く考えていないということではないかと思えます。

ただ、議員が言われることも、意見としては承ってはおりますが、現時点では、スポットクーラーで対応したいと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今まで、そういう大被害がなかったから、体育館を使う必要がなかったんだと思うんですよ。

でも、今、多くの被害が全国各地で起きているじゃないですか。桂川町に起きないとは限らないんですよ。そのときに考えては遅いと思うんです。だから、早くしてくださいと言っているんです。

今は、桂川中学校、小学校を使わなくても、対応できているかもしれないけれど、これから来るかも分からない、そういう災害に備えて、早く国の制度を利用して設置すべきだと言っているんです。

だから、現時点はいいかもしれないけれど、いつか来るかも分からない災害に備えて、小中学校の体育館にエアコンを設置してください。お願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御意見としては承っておきたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 意見として聞くだけじゃなくて、実行に移されることを期待いたします。

次に、スフィア基準に基づく避難所運営の改善についてお尋ねします。

スフィア基準は、国際機関やNGOなどが人道支援活動を行う際のガイドラインとして広く活用されており、日本でも避難所運営の指針として参考にされています。災害時における避難所生活の質を向上させ、被災者の尊厳を守るために、スフィア基準の実践が重要だと私は考えます。

本町の避難所運営は見直すべきであります。例えば、以前にも申し上げましたが、自主避難者への毛布の貸出しはできないということでありましたが、おかしいです。毛布があるのなら、必要としている人には貸し出すべきであります。それが、貸し出さないというのが規則であるならば、規則を変えるべきだと思います。何のために毛布は置いているのでしょうか。

また、せんだって、いきましたけど、段ボールベッド、これも私は言っています。年寄りが、床に寝て起きてするのは大変です。段ボールベッドだったら、椅子の代わりにもなります。起きたり寝たりするのが、すごく楽です。

よその市町村では、段ボールベッドを採用しているんです。桂川町は、いまだに終戦直後のような、床で寝ているんです。これを改めていただきたい。早期改善を求めます。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） スフィア基準は、国際的な人道支援の現場で活用されている、避難所生活における最低限の生活水準を示した指標で、重要な考え方だと認識しております。

避難所の運営を円滑に進めるためには、避難される方に毛布や食料の持参をお願いしているところがございます。

ただ、災害の状況や避難の期間によっては、食料や毛布、ベッド等の支給等の支援が必要となることもあるかと思っておりますので、状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 状況に応じてということは、現在、桂川町、段ボールベッドはあるんですか。どのくらいあるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 段ボールベッドにつきましては、議員の御質問の中にもありました

ように、床で直接寝るよりは、高齢者や足腰が弱い方の立ち上がりを容易にするというような利点がございます。

その一方で、湿気や水分に弱いため、使用後の消毒が難しく、一度他人が使用したものは、なかなか消毒がしづらく、廃棄せざるを得ないということもあり、資源のリサイクルや効率化、コストの面から判断し、段ボールベッドについては導入には至っておりません。

ベッドにつきましては、ベッドのほうを30台用意しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 段ボールベッドは、現在、桂川町にはないんですよね、段ボールベッドは。

コストの面とか、湿気の問題とかおっしゃいましたけれど、よその市町村ではやっているのは、そういうのを参考にして、どういうふうにして湿気対策をしているかとか、そういうものを参考にして導入すべきではないですか。

そんなこと言っていたら、ずっと買えないですよ。設置できないですよ。少し考え方が後ろ向きだと思いますよ。何のための避難所なんですか。誰のための避難道具なんですか。ちょっと視点が間違っていると思います。

他市町村に、やる気があるならば、どうしたらいいだろうか、どういうふうになっているかと、問い合わせたりするべきじゃないですか。やる気がないから、していないんですよ。やる気を出してください。導入してください。

毛布は、必要な人には貸出しをしてください。お願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、災害の状況や避難の期間によって、柔軟に対応はしてまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） だから、災害の状況、それ分かりますよ。だから、何でもないと、も、持っていたらいいじゃないですか。持っていないと、出す必要があるときになかったら、出せないでしょ。

だから、そういうのを準備してくださいと、それを言っているんですよ。

そして、現実に、毛布はあるんですよ。あるけれども、避難者には出さないと。そういうことを一番最初、言われました。

でも、車を持たない年寄りが避難所に来て、何にも着ないで、そのまま床に寝ている姿を見たことがありますか。おかしいですよ。そこを改善していただきたいと思います。

次に移ります。次に、OTC類似薬の保険適用除外についてであります。

政府は、自民・公明・維新3党のOTC類似薬保険適用除外合意を受け、早期に実現可能なものについては、早ければ令和8年から実施するとのこと。

実施されれば、本町の子ども医療費制度の崩壊につながります。子ども医療費助成を利用している家庭の負担が増加します。その結果として、診療抑制による命の危険性が高まるのではと心配しております。

町として、このことについて、何らかの対策は考えておられますでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず、OTC類似薬というのは、医療用薬品として処方されるものの、一般用医療品と同様の有効成分、効能を持つ医薬品のことです。

具体的には、湿布薬、目薬、ビタミン剤、漢方薬、胃腸薬など、比較的軽度な症状に対して使用される医薬品が該当します。

OTC類似薬は、医師の処方箋に基づいて調剤される医療用医薬品でありながら、薬局やドラッグストアで処方箋なしで購入できるOTC医薬品と、成分や効能が類似していることです。

この類似薬の保険適用除外については、国の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2025の中で、具体的にOTC類似薬の保険適用除外ということは明記されておませんが、OTC類似薬の保険給付の在り方について見直すということは入っております。

仮に、OTC類似薬の保険適用除外が実行された場合は、これまで病院等で処方できたものができなくなりますので、ドラッグストアで購入する形になりますので、議員御指摘の子ども医療に関しても、負担が増加するという事は考えられております。

ただ、この骨太の方針の中で、一部子どもであるとか慢性疾患のところについては、一部考慮するというような文言も入っておりますので、これはまだ確定したわけではございませんので、また、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私がお尋ねしたのは、OTC類似薬保険適用除外について、こういう問題がありますよと心配しているんですよ。それは、新聞等でもずっと報道されております。

今、課長がおっしゃったのは、その内容を説明なさったと思うんですけど、私が問うているのは、町として、子ども医療費がせつかく助成制度というのをやっているけれど、このことによって崩壊するのではないかと。だから、独自に何らかの対策は考えているのですか、それを聞いているんですよ。

でも、最後に言われたのは、国が何らかの方法を考えるだろうと。だから、それを見守るといような、何ちいうか、違うですね。

じゃあ、町としては、何も考えていないということではないですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 子ども医療制度につきましても、うちだけ独自のということではございませんので、なかなかこういった除外品があった場合に、こういった形でやっていくのかというのは、なかなか難しいところがございます。

これは、まだ確定したことではございませんので、まだ検討、検討といいますか、注視はしていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ニュアンスが違うと思うんですね。

確かに、国がそういうふうに行っているんですけど、でも、そのことによって、町がせっかく子ども医療費を助成したりして、そういう助けているのに、国のそういう間違った政策によって、こういう負担が増える、家族の負担が増える。

そして、また、そういう薬を利用している子どもたちが、負担が増えるから、やっぱり塗る回数を減らすとか、また、命の危険にもさらされるというようなことも、新聞等で言っているんですよ。

だから、それに対して、これはおかしいぞと。それで、町として何らかできないか、何か方法はないかと、そういう対策は考えているんですかと言っているけど、結局、課長の答弁だと、そういうことは考えていないと私は理解しますが、そうでしょう。町は考えていないんですね。考えてくださいよ。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 今、現段階では、こういった形でできるかというのは、まだ検討はしておりません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次に移ります、考えていないということで。次に移ります。

次に、米の高騰対策についてであります。

昨今の物価高騰に、町民は大変苦しんでおります。特に主食である米価が、従来の2倍以上となり、子育て世帯の家庭には深刻な打撃を与えております。

町として、低所得者、せめて半額でも助成をすべきではないでしょうか。ほかの市町村では、そういうことも考えてやっているそうです。桂川町として、せめて半額でも助成を考えていただきたいと思って、提案いたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のように、米の物価高騰による状況、これは全体として継続した状況にあります。

そして、また、不安定な状況にあつて、ニュース等で見ましても、今年の新米の状況、あるいは、併せて政府のほうでは輸入米の前倒しによる供給、そういったことも取り沙汰されているところですよ。今後の状況をしっかり注視する必要があると思つているところですよ。

米の価格の高騰対策につきましては、いわゆる米の値段だけではなくて、農業全般の政策、あるいは、農家・農村の現状、さらには、現状から将来の予測、そういったことについて幅広く、そして、非常に大きな問題を抱えているというように認識をしております。

議員御指摘の現段階においての、米のいわゆる助成という、米価に対する助成ということにつきましては、具体的には、そこまで考えるに至っておりません。やっぱりこれからの状況をしっかり見極めていきたい、そのように考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 状況を考える。ここの町は、状況を考えると、検討が多過ぎると思つます。国民はもう危機的状況なんです。本当に苦しい。生活が苦しい。私のところに、いつも言つてきます。

その中で、私は子どもも何もいませんから、自分の口さえ縛ればいいんですけど、やはり子育てをしておられるところは、子どもさんを育てるのに大変だということ、私は想像するわけですよ。

だから、よその市町村で、そういうことを言つて、それが導入されたということだから、やはり桂川町でもそうだろうと。桂川町は、今日もお話ししていたら、農家の方が意外と多いから、そんなに実感はないかもしれないけれど、実際に米は、新米も物すごく上がつていでしょう。

国の状況ちいうけど、確かに農業政策が間違つています。自民党、公明党による農業政策が間違つているから、こういう結果になつたんですけど、じゃあ、農業の生産を上げる、農業の生産者の所得を増やすとかいうことは国のやるべきことであつて、当面、今、困つている、この物価高騰、全部の言つていたら大変だから、せめて米のお金を少しでもどうだろうか。

私たちが小さいときには、御飯さえあれば、漬物でも梅干しでも食べていた。おなかいっぱい食べていたからいいんですけど、今は食べるお米がない。ラーメンとか、パンとかに何か替えなくてはいけないとか、そんなふうに言つているから、そうではなくて、桂川町の子どもたちを育てている親の支援、また、子どもたちに対して、安心して食べられるように、少し助成をしていただけないだろうか。

今、町長は考えていないとおっしゃいました。今は考えていないでしょうけど、私のこの意見を聞いて、少し考えを変えて、桂川町民のために、桂川町の子どもたちがおなかいっぱい食べられるように、安心して食べられるように、少し考えを変えていただきたいと思つます。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘のように、私自身も米は主食であって、そして、ほかの、先ほど類似されました、ラーメンとかほかの食べ物がありませんけども、それだけでは代えられない部分があると思っております。

そういう面からしましても、非常に将来の状況というのが気にはなっております。

ただ、今の段階で、じゃあ、どうするかということを、桂川町だけで対応できる状況にはないと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 桂川町内が動いて、日本全国が動くということじゃないんですよ。今、桂川町で困っている子どもたちのために、桂川町でできることをしてくださいと言っているんです。

桂川町ができることではないって、話が余談になりますけれど、昔、何県だったか、沢口町というところで、病気で死ぬ方がいっぱいおられて、そのときの町長が、老人医療費の無料化というのをやったんですよ、日本で最初に。そしたら、全国からそうして、それが全国に広がって、そして、国で老人医療費の無料化というのになったって。

その町長は決断したんですよ。病気で死ぬ方がいっぱいおるから、病院にかかれるようになるようにと言って、老人の医療費を無料化したということがあります。

だから、桂川町独自でできないという。桂川町が日本の政治を動かすという、大きなことを言っているんじゃないんです。

それは、もしかしたら、そういう波及効果もあるかもしれないけれど、そうじゃなくて、当面、桂川町の子どもたちが安心して食べられるように、何か少しでも米の補助を考えていただけないかな。苦しいかもしれないけれど、少しでもそれをしていただきたいと思って申し上げました。

町長は考えていないということですけど、考えてください。

次に、いいですか。

○議長（林 英明君） はい、どうぞ。いいですよ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次に、期限切れ保険証についてであります。

政府は、マイナ保険証への一本化に向けて、12月2日以降、従来の健康保険証の利用を停止する方針です。一本化といえば、様々な煩雑な手続が1つに効率化されるように聞こえますけれど、全く真逆です。

実態は真逆で、保険証の廃止以降、医療機関の窓口での保険情報を確認する証明書は、期限切れ保険証の暫定的な運用も含めると、少なくとも9種類も混在する異常事態となっております。

これらの混在する証明書は、これまでは保険証1枚あれば不要だったものばかりです。政府が従来の保険証廃止に固執し、そのために例外を積み重ねた結果です。

そこで、お尋ねしたいと思います。

マイナ保険証とはどのようなものか、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） マイナ保険証につきましては、健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） マイナ保険証は、何だ、もう一回言ってください、ゆっくり。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） マイナ保険証は、健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 健康保険証ということですね。

次に、顔認証マイナンバーカードとはどのようなものか、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 暗証番号の設定を不要とし、本人確認方法を機器による顔認証、または目視による顔認証に限定したものです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 何かよく分かんないけど。顔認証でできるんですね。顔認証だけで、マイナ保険証の利用ができるんですか。よく分からない。もう一遍、ゆっくり言ってください。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 暗証番号の設定を不要とし、本人確認方法を機器による顔認証、または目視による顔認証に限定したものです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 暗証番号を登録するわけですね、暗証番号を。

○議長（林 英明君） いや、要らない。（「要らない」と呼ぶ者あり）

○議員（6番 吉川紀代子君） 暗証番号が要らない。

そしたら、顔認証だけということですか。そしたら、本人確認が顔認証だけでできるわけですよ。ということでしょう。（「今、言いましたように……」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 今、言いましたように、目視か、機械による顔認証のみです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 顔認証か、目視のみで、住民票のコンビニ交付は受けられますか。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） コンビニ交付には、暗証番号が必要となります。暗証番号を設定していない場合は、コンビニ交付はできません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 受けられないですね。

次に、顔認証なしマイナンバーカードとは、どのようなものでしょうか、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 昨年12月より、申請時に1歳未満である乳児のマイナンバーカードには写真が不要となりました。写真がつかみませんので、顔認証はできません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 暗証番号はどうですか。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 暗証番号の登録は必要です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 暗証番号、1歳未満の子どもができるんですか。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 1歳未満のお子さんで、できる方はいないと思います。こちら、される場合は、ほとんどの方が、保護者の方が代わりに設定されます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 保護者が暗証番号をするんですね。

次に、資格情報のお知らせとはどのようなものか、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） マイナ保険証をお持ちの方に交付される書類になります。

医療機関に設置されているカードリーダーのトラブルで、何らかの資格確認を行えなかった場合等に、マイナンバーカードとセットで提示をしていただくことにより、通常の保険診療が受けられます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） マイナンバーカードを登録した人に送られる書類なんですね。

資格情報だけで診療を受けられるんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 資格情報のお知らせだけでは、受診はできません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） マイナンバーカードと、資格情報を持っていかないといけないんですよね。マイナンバーカードを忘れたら、受けられないんですね、医療は。

病院に行ったときに、マイナンバーカードを忘れました、資格情報は持っています。受けられないんですね。医療、受けられないんでしょう。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 医療を受けるといいますか、保険診療ですね。いわゆる保険診療、自己負担分、例えば3割とか2割とか、そういったものの適用ができませんので、病院のほうで一旦10割を、病院のほうで求められるということになるかと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 窓口で10割負担しなくちゃいけないんですね。保険証持っていないで、資格情報だけ持っていたら。保険診療が受けられない。だから、保険診療を受けられないということは、10割払わなくちゃいけないんですね。

期限延長があるんですよね。いつまでですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 期限の延長というのが、すみません、一応、今、国のほうから、今年の6月27日付で厚生労働省から発出された文書の中で、いわゆる有効期限が切れた保険証を持っていかれた方についても、来年の令和8年3月末までは暫定的な対応として書かれるような形で、医療機関のほうには通知が行っております。

ただ、あくまで、これは来年3月までの措置でございますので、同じ病院等がかかる場合は、医療機関のほうから、次にはマイナ保険証であるとか資格確認書を持参していただくように促していただくようになっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 先ほどの回答と、ちょっと矛盾していると思います。

来年3月までは、資格情報のお知らせを提示すれば、医療費の10割負担は回避できると、私が調べたところ、そういうふうになっています。

先ほど課長は、保険証を忘れた、資格情報のお知らせだけでは、医療の保険は受けられないとおっしゃいました。

でも、私が調べたところによると、国民健康保険に限り、来年3月末まで資格情報のお知らせを提示すれば、医療費の10割負担は回避できると、そういうふうに書いてありました。

どちらが正しいんですか。どういうふうにすればいいんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） あくまで、これ資格情報のお知らせというのは、マイナ保険証をお持ちの方が、セットで持って行っていただくようになります。

それ以外の方については、資格確認書をお送りしておりますので、あくまで資格確認書をお持ちの方は、それを持って行っていただく。いわゆるマイナ保険証をお持ちの方で、前の有効期限の切れた保険証をお持ちいただいた場合、その場合に暫定的な対応として、来年の令和8月3月まで、いわゆる保険診療できますよというような内容になっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっとよく分からないんですけど、何か最初は、保険証を忘れた、資格情報だけでは保険診療は受けられないって、たしかおっしゃったんですよね。

でも、私が調べたところ、国民健康保険に限り、来年3月まで資格情報のお知らせを提示すれば、医療費の10割負担は回避できるって。何かよく分からないですね。また、後で聞きます。

次に移ります。

資格確認書とはどのようなものか、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 資格確認書とは、令和6年12月2日以降に健康保険証の新規発行が停止されたことに伴い、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方や、マイナンバーカードを持たれていない方が医療機関を受診する際に、これまでの健康保険証の代わりとして使用できるものです。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） マイナ保険証に登録をしていない人がもらえるのが、資格確認書なんですね。

そして、資格確認書を持っていけば、保険医療が受けられるんですね。

更新手続は必要ですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） これは、今の保険証と同様に1年間、国民健康保険、それから、後期高齢医療について、1年間という有効期限を切っておりますので、本年で言いますと、来年の7月31日までが資格確認書の有効期限になっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 1年ごとに更新をしなくてはいけないんですね。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 御自分で更新手続されるといいますか、こちらのほうから、されていない方については、こちらのほうから有効期限切れる前に、資格確認書のほうを郵送をし

ております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 期限の切れた保険証を持って受診したときには、どういうふうになるんですか。保険証だけ持っていったとき。駄目。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） いわゆるマイナ保険証を今持ってある方で、その方についても、資格情報のお知らせしか今回送っておりませんので、いわゆるマイナ保険証を持っていかずに、マイナ保険証、期限が切れた保険証を回収はしておりませんので、お持ちいただいた場合には、先ほど言いました、来年3月までは暫定的な対応ということで、かかれるようになっております。

ただし、次回以降、次にかかれる際は、医療機関のほうから、次はマイナ保険証とか、そういった確認するものを御持参いただくように、促していただくようにはなっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） よく分からないから、また後でよく聞きに行きます。

そしたら、資格確認書を全員に送付すべきではないかということでお尋ねします。

国保では、資格確認書を送る人や、資格情報のお知らせを送る人など、事務的に煩雑だと思います。後期高齢者では、マイナンバーカードを登録した人も、していない人も、全員に資格確認書が送られるようになっています。

国民健康保険では、なぜ全員に資格確認書を送らないのですか。検討してはどうでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 後期高齢医療につきましては、これは国の通知によりまして、今回の切替えの際には、被保険者全員に資格確認書を送るということで、これはいわゆる暫定的な措置ということで、後期高齢については送っております。

国民健康保険につきましては、マイナ保険証の方には、資格情報のお知らせのみということで、これは基本的に原則、こういうことになっております。

本年6月の診療分でのマイナ保険証の登録率、これ国民健康保険になりますけども、登録率が7割を超えております。マイナ保険証の利用率、こちらについても約4割になっております。

6月の診療分でございますので、これは切替えが7月末で切り替わっておりますので、8月以降につきましては、マイナ保険証のお持ちの方は、そちらのほうでかかれておるということで、今後、登録率、利用率も伸びていくということが想定されております。

したがいまして、マイナ保険証の方への資格確認書の送付というのは、現在の段階では考えておりません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 考えていないと言うけど、事務的に大変だなと思うんですよ。後期高齢者では、登録した人も、しない人も、全部一括して送るわけでしょ。

それで、やっぱり事務的にも大変だろうと思って、何か登録した人が7割、登録していない人が3割ですか、何かおっしゃいましたけど。じゃあ、登録した人には資格確認書を送るんですかね。

何かとにかく、資格確認書、送らない。とにかく、そういうふうの確認証を送る人とか、送らない人とか大変だから、後期高齢者がやっているように、全員に資格確認書を送れば、事務的に随分楽になるんじゃないかなと思って。

あなたたちのお仕事が大変だと思って、検討してみてもはどうですかと言ったら、検討する余地はないと。大丈夫だと。時間的に余裕があると。そういう理解でいいんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 後期高齢医療については、今回、あくまで暫定的な措置になっておりますので、来年度以降、来年度、例えば7月末で切れる際に、全員に送られるかという、これはまだ基本的には送らないというのが原則でございます。

ただ、今回については、75歳以上の高齢者については、やはりマイナ保険証のお持ちの方で、使い方が分からないとかということがありますので、国の通知によって、後期高齢については、全員にお送りさせていただいたのが、今回の措置でございます。

ですから、吉川議員が御心配いただいております、事務的には確かに、資格確認書を送る方と資格情報のお知らせを送る方、2つ、うちのほうでも送らないといけませんので、今までよりは、確かにちょっと事務的には煩雑といいますか、なりますけども、やはりマイナ保険証を使っただけというのが国の推進しておるところでございますので、今後も国民健康保険については、この方針でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 後期高齢者も、来年からは送らないということなんですね。送られてこないんですね。何かそんなふうにおっしゃいましたけど。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 現段階では、基本的に、今年度も送らないというのが原則でございました。

ただ、今回、混乱が招いてはいけないということで、国のほうが緊急の措置といいますか、というところで全員に送ったというのが、今回の措置でございますので、来年度以降は、基本的には送らないということになっているかと思えます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 混乱してはいけないと言うけど、国が間違っただけ、こういうことをやるから、末端のほうでは右往左往しているんですよね。

本来、保険証1枚で済むことを、至らんことをしたのために、事務のほうも大変だし、使用するほうも資格確認書だとか情報確認書だとか、何か訳の分からんもの幾つも幾つも、年寄りも幾つも持っていたらよく忘れるのに、そんなことばかりするから、これが間違っているんですけど、桂川町としては検討してみてもいいですかと言うけど、国の方針ですか。

だから、それに従うから、後期高齢者も基本的には送らないから、来年は送らないかもしれないから、検討はしないと、これからもそういうふうにしていくということですね。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 後期高齢医療につきましては、これは保険者のほうが広域連合で福岡県内全部入っています。広域連合で行っておりますので、うちだけ独自とかということではなくて、あくまで県の広域連合のほうで決められるといたしますか、という形になるかと思えます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 別の組織ということは分かりますけど、桂川町の役場の職員さんが、仕事が大変だろうと思って、後期高齢者でできることだったら、国保でもやればいいんじゃないかというふうに単純に考えたもので、こういう質問をさせていただきました。

でも、大丈夫だということだから、大変ですけど、気をつけて頑張ってくださいませ。

次に、敬老祝金の支給期間について質問をいたします。お尋ねします。

お尋ねというか、問題提起ですけど、現在祝金の支給年齢は77歳、88歳、99歳となっています。先日、高齢者から高齢祝金を楽しみにしているんですけど、10年は長過ぎる、何とかならんやろうかと、突然言われました。

言われてみれば、そうですね、確かに高齢者にとって1年と若い方の1年は違います。高齢者にとって1年生きるということは、とても難しいことです。その祝金が10年となるとなおさらです。この敬老祝金、せっかく支給するのであるならば、年寄りに喜んでもらうように、10年ごとではなく1年ごと、1年ごとが無理であるならばせめて5年ごととかいうふうに、どうにかそういう高齢者のために改善をしていただけないかなということに改善を求めます。提案です。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 議員の言われましたように、敬老祝金につきましては、77歳の方に1万円、88歳の方に3万円、99歳の方に5万円を敬老と長寿のお祝いとして、節目の年齢に町から送らせていただいております。

議員の言われることは理解いたしますが、これまでどおり、毎年ではなく、長寿のお祝いの節

目の年齢に送らせていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今は77歳になりました。その前は70歳がありましたよね。廃止されましたよね。何でかよく分からないけど、廃止されちゃった。

廃止するんだったら、そういう細かくできるんじゃないか。長寿を祝うって、じゃ77歳しか祝わないんですか。そうじゃないでしょう。毎年毎年が長寿を祝ってあげてくださいということなんですよ。金額を上げてくださいということじゃないんですよ。

先ほども言いましたように、大変なんです。若い方は分からないけれど、意外と生きるのって大変だから、せっかく楽しみにしてるのに、やっぱり目の前であれだったら、毎年もらったらいいな。たとえ1万ずつでもいいから、毎年もらったらいいなっていう、その声があったから、ああそうだなと思って、私は今78歳ですけど88、あと10年あります。10年後頑張ろうと思うけど、自分の意思では何ともなりませんので、そこのところ、少し柔軟に考えていただいて、77歳、78歳、79歳、毎年、ああ1年生きてよかったな。またあと1年生きようというふうに、そういうふう楽しみに、それを生きがいにしていただきたいと思います。要求します。できないということですけど、できないんじゃないで、できるように住民に視点を置いて考えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 御意見としてお伺いさせていただいております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次に、高齢者へのタクシー助成とデマンドバスについてであります。

田舎の生活では、自家用車は欠かせないツールです。現在、高齢者と言われる方々は、今まで一生懸命に働き、そして社会に貢献してこられました。高齢となり、高齢者の交通事故などをテレビで見て、他人事ではないと考え、自主的に免許証を返納し、その後、返納後は不自由な生活を余儀なくしておられます。

もちろん、本町には福祉バス、買物バスが走っていることも重々承知しておりますが、福祉バスの停留所まで歩くことができない。これも現実です。少ない年金生活に昨今の物価高騰など、高齢者が追い詰められているなどの現実を直視すべきだと考えます。

現在の高齢者が尊厳を持って生きるためには、現在の地域交通会議の計画では間に合いません。時間が足りないのです。現在の高齢者が少しでも動けるうちに、行きたいところに自由に行くことができるように、タクシー助成制度導入を求めるものであります。

もし、これが不可能であるならば、大塚議員がたびたび要求されておられますデマンドバスの

導入なども求めるものであります。

ちなみに、添田町では年間1万5,000円のタクシー券が75歳以上の高齢者に配布されていることを申し述べます。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） さきの6月議会でも同様の御質問をいただきましたので、繰り返しになるかと存じますが、本町の地域公共交通計画に定められた施策の一つが、議員御指摘のタクシー助成であり、現在、持続可能で御利用いただきやすい助成制度の設計に取り組んでおります。

計画上、令和9年度開始と位置づけられているところを、少しでも前倒しして実施するべく取り組んでおりますので、見守っていただければ幸いです。

また、デマンドバスにつきましては、本計画期間中は新たな制度、先進的技術等を活用した新たな公共交通サービスの導入検討を行うものと位置づけられておまして、ライドシェアや自動運転などとともに、今後の公共交通ネットワークを形成するための選択肢の一つとして、調査研究の対象としているところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 本町では、地域交通会議ですか、それにのっとって計画をしていると言うけれど、今課長ではその9年度からの分を前倒しにして取り組むというような答弁だったと思うんですけど、この前倒しというのは、今令和7年度ですかね。そしたら、9年度からするというのを8年度ということですか、そういうふうに前倒しにして取り組んでいると、どういふふうに取り組んでいるのかなということ、ちょっと詳しく聞きたいと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 助成する制度が、さっき議員がおっしゃったようなチケットを配る方法もあると思うんですけど、チケットを買われる際の購入の補助という方法もあるかと思えます。

そういった補助の仕方と、あと財源、あとそれに高齢者の方ですので、申請とかが簡単にできるようにしたいというところ、そういったところもいろいろ含めて、令和8年度のいつからできるか分かりませんが、9年度の4月よりも、少しでも前倒ししてやりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、前倒しということは、令和9年の9月からしたいなと、そういうふうに向けて頑張っているということなんですかね。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 時期は明言できませんが、令和9年度よりも少しでも早くというところで、御回答したいと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 令和9年度よりも少しでも早くということは、令和8年度ですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 再度申し上げます。時期は明言できません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ずっと言っていますけど、年寄りにとって1日1日がせっぱ詰まっているんですよ。ずっとこれを言っているんですよ。いつも言われるんです。朝元気で夕方方には亡くなるかもしれないというのが、年寄りの現実なんですよ。

だから、今元気なうちに、たとえ5年後元気であっても、寝たきりだったらもう行けないって。今動けるうちに行きたいって。それを言っているからですね。もう少しスピードアップをしていただきたい。

将来年寄りに、高齢者になる人たちのためにはいいかもしれないけれど、現在の高齢者への対応が遅い。早くしてくれ、早くしてくれといつも言われます。そこをちょっと前倒しというのが、もうちょっと早くしてほしい。

そんなに難しいんですか。財源とか申請方法とか何かおっしゃいましたけど、私たちはよく分からないけど、もう少し早くできないんですかね。そんなに難しいんですか、前倒しというのが。

○議長（林 英明君） もう3回、最後ですよ。小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 一番が財源です。それなりのお金がかかります。今現在、7年度の当初予算でも財政調整基金を4億円取り崩す形で何とか予算編成をした状況です。自主財源がないんです。その中で何とかやりくりしようと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 財政調整基金とおっしゃいましたけれど、財政調整基金が今4億円なんですか。

○議長（林 英明君） もう質問3回ですよ。もう4回になっています。

○議員（6番 吉川紀代子君） 財源がないというよりも、何とかして調整基金でもいろんな基金があるから、それを取り崩して、少しでも早くしてほしいと、重ねて要求します。

○議長（林 英明君） 次の質問は、暫時休憩しますので、その後からお願いします。

暫時休憩します。再開は11時8分からです。

午前10時58分休憩

-----  
午前11時08分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次に、加齢性難聴者への補聴器助成についてであります。

耳の聞こえが悪くなると、日常生活に不便を感じたり、周りとのコミュニケーションが取りにくくなります。聴力低下は、認知症リスクの一つとも言われています。

高齢者の生活支援、社会参加の観点から、福岡県におきましては、2025年5月更新で、田川市、豊前市、大野城市、芦屋町、遠賀町、小竹町、東峰村、大刀洗町、みやこ町、吉富町、上毛町が補聴器助成を実施しています。

本町におきましても、高齢者の認知症リスク解消のため、補聴器助成をすべきだと思います。町長に答弁を求めます。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 難聴高齢者への助成を行っている自治体の対象者と補助率、上限額等について、現在、調査を行っているところでございます。

この制度内容について、今後も継続して調査研究し、令和8年度実施をめどに検討を進めてまいります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 令和8年度をめどに実施すると。令和8年度4月以降ですか。令和8年度実施ちいうこと。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 令和8年4月を目指したいと思っております。

実施につきましては、明言はできませんけども、何分予算が関わってきますので、それをめどに担当課としては検討を進めていっているところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 令和8年度実施をめどに検討しているということで、よろしくお願ひします。

そしたら、次に、こども誰でも通園制度についてお尋ねします。

親の就労にかかわらず、全ての育ちを応援するという看板の下、2026年4月から、こども誰でも通園制度が始まります。

そこで、お尋ねします。

こども誰でも通園制度とは、どのような制度なのですか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） こども誰でも通園制度とは、令和8年4月から全ての市町村において実施するもので、保育園等に通っていないゼロ歳から2歳児までを対象に、保育園等において遊びや生活の場の提供を行うなど、子どもの育ちを応援することを目的として、月一定時間、定期的に通園できるという制度のことで。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっと聞こえなかったんですけど、ゼロ歳から何歳までって期限があるんですか。そういう、何歳までですか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） ゼロ歳、生後6か月から2歳児までを対象としております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ゼロ歳から2歳児までですね。

次に、こども誰でも通園制度と現在の一時預かり事業との違いは、どのようなものですか、説明を求めます。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） こども誰でも通園制度とは、先ほど御説明しましたように、子どもの育ちを応援することを目的とした、子どものための制度になります。

一方、一時預かり事業とは、保護者の急な用事などで保育を受けることが一時的に困難となった場合に、保育園等で必要な保護を行うもので、保護者のための制度となり、事業の目的や内容が異なります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 何かよく似ているけど、違うんですね。ああ、そうですか。

じゃあ、こども誰でも通園制度というのは、子どものための事業で、一時預かりというのは、保護者のための事業。ああ、そうですか。ありがとうございます。

そしたら、次に、こども誰でも通園制度に、どのような視点で本町は挑むのか。具体的に答えていただきたいと思います。

現在でも保育士不足が言われている中で、この制度を導入すれば、保育士への過重労働が問題になるのではないのでしょうか。どのように対応するのか。

また、短時間、あちこち開いている保育園への預け入れは、幼児にとって大丈夫なのか、2点お尋ねします。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） まず、こども誰でも通園制度の詳細につきましては、現在、

こども家庭庁において協議が進められており、10月頃に示される予定となっております。

本町としまして、令和8年度からの実施に向け、国の制度に基づく条例等を整備し、利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいというように考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっと私が聞いていることと、ちょっと違うんですけど。

今でも保育士が足りないというふうに、何か聞いているんですけど、こういうふうになったら、保育士さんが足りないんじゃないですか。過重労働になるんじゃないですか。そのところを桂川町として、どのように対応されるつもりですかというふうにお聞きしました、1点。

そして、あと一つは、子どもの立場から、子どもが、1つの保育所じゃないでしょ。空いているところに、いろいろ申し込むんでしょ。

そしたら、子どもはあっちの保育所に行ったり、あるときは、またこっちの保育所に行って、子どもにとって、それ大丈夫なんですか。そのところ、2点お尋ねしているんですよ。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 1点目でございます。

確かに、保育士さんのことはちょっとございますけども、今現在、8年度からのとにかく実施に向けまして、各保育園さんの代表者等にお集まりをいただきまして、会議を行っております。

この中で受入先、まずは、この制度を始めるには、受入先の保育園等がどうしても必要になってきます。ここについては、今、保育園と一緒に協議をして、意向確認なんかをしているところでございます。

ですので、この制度につきまして、とにかく利用しやすいようなことになるように、どうすればいいのかというところを協議をして、進めてまいりたいというふう考えております。

○議長（林 英明君） 2点目は。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） すみません、2点目、もう一回よろしいでしょうか。すみません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今度は、今、1つ目には答えをいただきました。結局、何ですか、預ける保育園が、この制度を実施すると。するか、しないかというのを、実施しなかったら、しませんと言えるんですか。私のところ、そういうことしませんとか。しなくちゃならないんですか、それ。

それと、あと一つ、先ほどのと、2点目は、子どもが1つの保育園じゃないでしょ。親の都合とかで、子どもになるんか知らんけど、あっちの保育所、こっちの保育所といったときに、子

どもにとって、いろんなところに行ったらストレスとか、そういうことで、子どもは大丈夫なんですかねって。自分で言えないでしょ。大丈夫なんかだと、ちょっと不安に思ったから、どういふふうに思っているのかなと思って。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 確かに子どもさん、とにかくは受入先、受入先を必ず受け入れないといけないかどうかにつきましては、やはり保育士さんの状況、そういうものもありますので、町としては、とにかく受入れをお願いしますという形で、お願いをするような形になるのかなというふうに思います。

子どもさんにつきましては、確かに今後、受入先の保育園が決まりますと、保護者の方が、要は、どこにお預けするかということを決めるというような形になることになると思います。

しかしながら、受入先の園と、ただ単に、このときに預けたいとかいうこともなんですけど、保育園と当然協議をしながらという形にはなろうかと思しますので、極力そういうふうな負担にならないような形で進めていければなというところで考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 最初の保育士不足ちいうことは、受け入れる保育園側が考えるちいうことなんですわ。

町としては、こういう制度が始まるからお願いするちいうか、そういうふうにということで、保育士さんの不足するかどうかちいうことは、桂川町は関係ないというような感じですね。言葉が、ごめんなさい。

それと、2番目、ちょっと私の理解度と違うと思うんですけど、こども誰でも通園制度というのは、1か所の保育所に小さい子を預けるんじゃなくて、A、B、Cって例えばあるでしょ。

だから、今日はちょっと自分の都合で、こっちの保育所って、予約か何か知らないけどしとって、その次にはこっちってしたときに、子どもが、あっちの保育所、こっちの保育所って預けられたら、ストレスとか子どもは大丈夫かなって、そこのところを聞いている。分からないよね。分からないね。私も分からないから、そこら辺聞いたんだけど。

だから、私の理解度が間違っているかも分からないけど、そういうことでしょ、こども誰でも通園制度ちいうの。

いろんなところの親が、1か所じゃないでしょ、契約したとこじゃないで、こっちで契約して、時間とか言われて、この時間に何時間預けます、こっちに何時間預け、今日はこっちだけど、明日は。子どもがあっちこっち行って大丈夫かなって、そこのところを聞いた。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） すみません。とにかく、こども誰でも通園制度につきまして

は、7年度中に制度設計、町として制度設計をしたいと思っておりますので、詳細につきましては、ちょっと12月の議会のときに上程させていただきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 以上で終わります。

-----  
○議長（林 英明君） 次に、5番、大塚和佳議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5番、大塚です。通告書により、8件の質問をしていきます。

まず、1点目、ごみ処理施設建設についてですが、その中には地域振興策の余熱利用施設整備費を含むということで質問していきます。

現在、県央議会や昨年末に嘉飯桂世帯に配布されたチラシに記載された計画は、解体費を含んでいないなど最終決定した内容ではないし、建設金額をはじめ、全ての費用が分からない状況で、桂川町の財政負担のことを考えたとき、このまま審議を進めて大丈夫なのかという疑問があります。

県央の構成市町としての計画の見直し等を要求するなど、責任の、町長として、その必要性をお尋ねしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず、大塚議員と同様に、ふくおか県央環境広域施設組合については、県央と略して答弁をさせていただきます。

議員が質問されました財政負担、いわゆる大きいということは認識しておりますが、住民生活を守るという観点からは、必ず必要な施設というふうに考えております。

計画の見直し等につきましては、これは県央でのこととなりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応、そういう答えだろうと思って、質問をさせていただきましたけども、やはり今から、私が問題点と思っているのを通告書を書いておりましたので、そこら辺は回答していただければと思います。

そして、今、課長が言われたように、焼却場は住民生活に欠かせない、大変必要な施設だと私は思っておりますが、建設後の支払いで、どのくらいまでだったら負担金として支払うことができるのか。それを、やはり住民の方々に示していただかないといけないと思います。

例えば、地域振興策用の温浴施設や温水プールを例に挙げると、これ21億円で造るというふうに、ちゃんとチラシのほうに書いてありますけども、その維持費は、年間維持費、仮ですけど、5,000万かかると仮定した場合、このようなシミュレーションを町として立てて、住民なり

議員にお知らせするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきましては、議員御指摘の内容がございませけれども、桂川町は独自にシミュレーションをつくって説明するようなことはできないと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） シミュレーションができないというのが、やはり一番最後のほうに、まとめとしていこうと思っておりますけれども、そういうのがなからんと、いけいけどんどんで、いいんでしょうか。

今、私が思うとは、いけいけどんどんで、焼却場を造ればいいんだと。あとは、どんだけお金かかってもいいんだというふうな回答にしか、私、取れなかったんですけど。

次の質問、行きます。

住民の方が聞かれているのは、補助金の対象条件として、余熱利用施設の計画をしてあり、温水プールや温浴施設が21億円もかけて本当に必要なのかというふうな疑問を持たれていますが、余熱利用施設の検討をしているということ、私もよく考えたら、聞かれたことはないかなと思っておりますし、誰か聞かれたのであれば、桂川町の代表として県央議会に行っている、林議長とか下川副議長等に聞いてあったかもしれんけど、残りの8名には話されたかどうか、ちょっと確認したいんですが。

少なくとも私、聞いたことはないと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうから、今、類似されましたような、いわゆる組合の議員さんに依頼をしたことはございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 依頼をしていないということは、議員は誰も聞いてなくて、九郎丸の方たちに話をされて、余熱利用なり、温水プールなり、温浴施設なりを造るということを決められたということですけども、もし私ども議員に聞かれておれば、インターネットで調べるとは今簡単にできますし、別な施設、例えば温室団地等があったのではないかと。

これ、ネットで調べたら出てきたんですけども、マンゴーやパパイヤなど、温浴ちいうか、熱を使って果物を作る、そういうような施設もできると思っておりますし、そういう施設であれば、維持管理とかいうのもなくなったのではないかなというふうな意見が、私的に個人的に思っておりますので、ちょっと意見としては述べておきますが。

また、今問題になっているごみ処理施設の建設と、県央にはごみ処理施設以外の主な公共施設、つまり、し尿処理施設や火葬場があると思っておりますが、建設年度や耐用年数、同程度施設の建設金

額、今後の経過等を通告書に書いておりましたので、できる限り調べていただいていると思いますので、そこら辺の回答をお願いいたします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず、し尿処理施設につきましては、飯塚市環境センター、嘉麻市浄化センター、穂波苑、汚泥再生処理センターの4か所ございます。

火葬場につきましては、飯塚市斎場、嘉麻斎場、筑穂園、この3か所がございます。

これらの施設の中で、比較的新しい施設というのは1か所ぐらいというふうにお聞きをしております。

御質問の①から④、こちらにつきましては、県央の事務になりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） なぜ私が質問をするかと言いますと、先ほどから言っていますが、県央が所管するのは、ごみ処理施設だけではないんですよ。

それで、この先、ごみ処理施設を造るとするじゃないですか。そしたら、老朽化が進んで、特に、私が何年前ですか、筑穂町にある火葬場に行ったんですけど、雨漏りがして、休憩室のところに水が垂れて来るんですよ。拭いても、何でかなと思ったら、雨漏りがして。

今、修理はされているということでございますけども、あそこも30年、40年、皆さん、行くことはあまりないと思いますけども、行かれ方は分かると思いますが、本当に古いです。

それで、やはり莫大なごみ焼却場を造って、それから、いろんなとができるというふうなことを、ここで皆さん方知っていただきたいために、今回質問いたしましたけど、やはり少なくとも、今、施設を幾つか言われましたけど、建設年度とか耐用年度ぐらいは回答していただきたいかつし、そうしないと、先ほど言いますように、ごみ焼却場だけでいいんかというところに私の質問の意図がありますので、ちょっと今回、これで引きますけど、次は調べておいていただくなり、何かしらしていただきたいと思います。

では、また、次行きますが、今の計画で、ごみの1日の処理能力が220tと計画されておりますが、ごみの減量化として、生ごみ処理機「キエーロ」や、その他の啓発の取組について質問いたしますが、今年度、ことぶき大学で、キエーロ講習会を取り組まれているというふうなことを私は聞いておりますが、ことぶき大学は高齢者が対象であり、私とすれば全町的な取組を期待していたんですが、キエーロ普及の全町的な取組をされるのでしょうか。

また、特に、私も大分前にキエーロ、キエーロと言っておりますけども、私の家は、今度キエーロを自分でつくって、畑に置いて処理をしておりますけど、3年間ぐらいは生ごみを、私はごみとして出したことはありません。

作ったところに入れて処理をしておりますので、このように個人的な取組だけではなく、全町民の皆さんの生ごみの減量化の取組もされたのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） ごみの減量化ということでございますが、今、町が行っています、ごみの削減の取組としては、地域団体等が主体的に行っていただいています、リサイクル活動に対しての補助制度、それから、一般家庭から排出される生ごみの減量化推進及び堆肥化による有効活用を目的に、生ごみ処理容器や電動生ごみ処理機を設置する方に対して、購入の補助金交付を行っております。

また、公共施設や各行政区にリサイクルボックスを設置し、いろんな紙類とか段ボール、衣類等を回収して、リサイクル活動を行っております。

先ほど議員が申されました、今年度からになります、社会教育課で行っております、ことぶき大学の講義として、今回、キエーロの講義を行っていただくようにしております。

質問されました、全町民的ということでございますが、まだそこまで研究が進んでおりませんので、キエーロを全町民的ということは、まだ検討段階かと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） キエーロを、先ほど私がつくったと言っておりますけども、50cmと40cmの5段ぐらいつくったんですけど、実質的に四、五千円、ペンキやら塗ったき、それだけいるんですけど四、五千円でできます。

畑とかがある方だったら、入れたら、ずっと1週間ぐらえば、なくなっておりますので、そういう取組を全町にされたら、物すごく生ごみ、要するに、ごみ焼却で一番機械を傷めると聞くのは、水分を含んでおる生ごみなり、木とか葉っぱとか、あんなふうなのができるということでございますので、ぜひ今年度中に1回ぐらいは、ことぶき大学だけじゃなくて、全町に対して知らしをして、ことぶき大学でされた先生でも結構ですので、全町民にチラシを配って、ぜひいただければ、やはり住民の方たちは、生ごみ、どうかしたいねって、多分思っているんですよ。ごみ袋、絶対重たいし。特に夏とかは、スイカとかいろいろ食べたら、物すごく水分が多いじゃないですか。

そういうようなことを、ぜひ今年度取り組んでいただきたいし、ここで、ごみの減量化というのは私が話させていただくのは、先ほど言います、ごみの1日の処理能力は220tと計画されておりますけども、1日当たりの処理量を1割削減をすれば、県央事務局が計画している816億円と解体費を含めた金額を、トータルで約ですけど、900億円とした場合、1割の減量化をただけで90億円ですよ。

2割で180億円、こういうことになるので、なぜ取組ができないかということで、質問はこ

こで、この件は終わりますけども、ここで言いたかったのは、当初の計画金額が少なければ、先ほど言いますように、900億円から2割、3割、もしかして3割ぐらい減っていけば、元の数字が減っていけば、それだけ最終的に住民の負担が少なくなってくるということで、今回、生ごみなり、ごみの減量化のことを聞いていきました。

では、次、昨年12月に開催された第4回県央の臨時会のことで、事務局が答弁した内容で、桂川町が所有する公有地の賃貸借契約についてですが、事務局の答弁で、桂川町が所有する土地については、現在、有償貸与にて使用させていただく方向で協議を進めています、の意味について教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この回答につきましては、これは県央の事務局の回答、答弁であります。私からは申し上げることはございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） それでは、回答されないかもしれんけど、平米当たり110円とする、何か条例とかそんなとは、県央なりあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましては、桂川町道路、河川並びに町有土地占使用料徴収条例でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） それでは、臨時会の内容を見てみると、町有地の賃貸借は、県央から打診があったんでしょうか。また、あったとすれば、いつあったのか。そして、有償賃貸借金額は幾らか、教えられれば教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうで正式に受理した記憶はございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 受理していないということですけども、その事務局から、そういうような発言があったと思いますので、私とすれば幾らか、何十万か何百万かは分かりませんが、桂川町が土地を貸して賃貸借でされるという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうから、今の状況についての答弁は、ちょっと差し控えたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 分かりました。

ただ、ユーチューブなりちょっと見たときには、何百万かで何か賃貸借されているかなど。これは私が、ちょっと見過ごしておるかもしれんけども、そういうような意見がありましたので、確認をしたかったわけです。

臨時会補正予算で提案され、契約されようとする土地購入の単価が、ユーチューブの動画を見たときに、2つの金額があるということで、単価は分かりませんが、隣接地での購入、お互い横があると。隣接地での購入金が違うことが問題として、反対議員の否決の理由の一つにつながっていると私は理解しているんですが、土地購入金額は適切で正当な根拠があるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 根拠といたしますか、こちらにつきましては、県央の事務になりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ということは、提示されている2つの金額は違うという理解でいいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 先ほど申しましたとおり、県央の事務になりますので、私のほうでは答弁差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ただ、やはり住民の方たちは、そこら辺が、否決になっている理由ちいうのが、やっぱり知りたいと思うんですね。

今、回答は、県央の事務だから回答できないということでございますけども、私もやっぱりそこら辺が一番知りたいとこでございます。幾ら言っても一緒ですけども。

これは、今度、桂川町のことでございますけども、桂川町の事業で鑑定評価額の考え方と、購入価格をどう決定しているのでしょうか、教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川町の事業においては、土地を購入する必要性が発生した場合には、単価検討委員会を開催しまして、その際に鑑定評価を実施する必要がある場合は、この鑑定評価を参考に、そういう事業に係る土地の決定を行っているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） そうだと思いますけども、鑑定評価額の、もし1,000円とすれば、1,500円とか2,000円とか、1.5倍とか2倍以上の価格で購入したとか、そういう事例はあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 私の記憶では、2倍とか、そういった内容で契約を行ったことはないというふうに思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の質問は、次の質問に関わるんですけど、反対してある議員の方の理由は、評価額との大きな乖離があるために反対されているということを私は理解しているんですけども、先日、マスコミで報道されました、県道バイパス整備のための用地買収を適正価格の5倍で取得したことで、知事が不適切だったと謝罪した問題と似ていると思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） マスコミの報道について、一つ一つ判断できるような、そのような状況にはないと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 回答は分かって質問しているんですけども、ただ、購入予定金額は1億円を超えているということを聞いておりますけども、県知事が不適切だったとした金額の、県知事は5倍ですよ。

ただ、もしかして違うかもしれんけど、1億円となれば、5倍から6倍、7倍ぐらいの金額だと思いますが、それでも答えられないということでもいいのでしょうか。

もう一回、行きます。

要するに、1億円を超えておりますけども、それで5倍とか6倍とか、そういう判断というか、そういう金額の幅というのはお持ちじゃないでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 申し訳ありません。その1億円というのは、どこから出てきた数字なんでしょうか。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ある議員のほうから、ちょっと聞かせていただいたんですけども、そこら辺は私もはっきり分からないんで、額的には。

ただ、金額が、県知事が言ってあったのは二千何百万円だったと思うんですよ。

それで、やっぱりそれでも四、五倍になりますので、額の確定は、私はちょっとさんとはしていませんけども、聞いたところによるということですけど。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども申し上げましたように、マスコミの報道について、ここでどう思うかと言われても、それはお答えすることはできないと思っています。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応こういうふうには話をしとって、表に出して、皆さんに知っていただきたいというつもりで今からも質問していきますけども、昨年12月に、県央から2市1町の各世帯に配布されたチラシ「新たなごみ処理施設の建設事業について」に対して、飯塚市、嘉麻市、桂川町の方々、約50名から60名に会って、いろいろちょっと話をさせていただいたんですけども、そのチラシを見たんですかと聞きましたら、本当1人か2人、いや、あったかなというぐらいで、ほとんど全ての方が、見たことはないと言われたんですよ。

そして、ごみ処理場と話しましたら、桂川町の方は、大将陣の産業廃棄物のことということで、皆さん、大将陣のことはよく御存じですけど、九郎丸のごみ焼却場の関係を全然知らないというふうな状況でした。

そこで、質問しますが、県央が地域住民にごみ焼却場の理解を求めるために、このチラシを配ってあると思うんですけども、町が主催して実施する住民説明会の開催は考えられないんでしょうか。

また、主催といっても、県央の担当者がしていただくとしますし、県央に出席されている、桂川はお二人出席されているんですけども、全て住民からの回答はできないと思っていますので、桂川町主催で県央職員による説明会を開催していただけないかなと思います。

また、飯塚市長の武井組合長も、組合会議の答弁で、説明会は行くと発言したと聞いておりますので、説明会は桂川町主体ということで県央の担当を呼んで、していただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 説明会については、これまでも申してきましたけれども、やはり組合主導で行うべきだと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） そしたら、組合主導となれば、15人おられるときに、私、これ動画で見たんですけど、全員が住民説明会をするべきだと。全員賛成だったんですよ。

そこら辺は、今度、今お二人参加していただいていますので、もう一回、住民説明会をしていただきたいというふうをお願いしたいと思っています。

では、次、県央議会では、7対7で議長採決で否決のありました。反対の方が1名賛成に回れば、すぐ土地を購入して建設に突き進むようになります。

今後の財政状況を考えた場合、もう一度お聞きいたしますが、計画の見直し等は、もう考えは全然ないでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる、ふくおか県央環境広域施設組合の構成自治体として桂川町があるわけですが、桂川町といたしましては、関係市町、それから関係機関等と協議を行っているところです。

見直しの云々もございますけれども、こういった関係市町、関係機関との協議を行いながら、継続して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の回答では、見直し等は今のところ考えておられないということでございますけれども、このままでは、ちょっと遅れておりますけど、令和12年度の開設を目指している、ごみ処理施設が完成すれば、今までの何倍もするごみ袋を買うことになります。

そのとき、何でこんなに高くなったのという住民の方たちが増えてきます。

先ほど言いますように、このチラシを見ておられないんですよ。私も行政おりましたので、チラシを配る、ホームページなり載せておけば、もう広報したということに行政は、私もそういう立場におりましたから、よく分かりますけども。

やはりそういうことではなく、ごみ袋が高くなったときに、住民の方が知ることじゃなくて、その前にいろいろな手だてをしていただきたいと思えます。

それで、ごみ焼却場は私は本当必要だと思っておりますけれども、問題点が3つあると思えます。

1つは、建設金額がとにかく高いです。温浴施設もありますけれども、既存施設解体費が分からないという。

普通、行政的には、こういう書き方は絶対しないんですよ。役場もそういうことは、議会に提案されるときに、こういうことを出さないでしょ。今度土地買うのに幾らか分らんけど、建物こっだけ建てますからと。やっぱり理解がしにくいような内容で、2番目は、内容の検討が不足しています。

3番目に、一番大きな問題とすれば、先ほどから何度も言いますが、住民の方への説明不足です。県央の制度で決まっているため、各市町の代表者15名だけが、今後のごみ焼却場建設のゴーサインを出すことになり、私、あと議長、副議長以下の8名は、私たちもその中に入られませんので、どうなっていくかは、今んところ分からないんですけども、桂川町の2人の代表者は賛成をされています。

反対議員が1名でも賛成に回ったら、明日からでもゴーサインが出るんですよ。

土地購入は、建設の賛否が決定する前に、飯塚市、嘉麻市、桂川町の住民が理解してから、土地購入に進んでいただきたい。

県央議会で採決され、土地購入されたら、桂川町だけではなく、飯塚市、嘉麻市の住民が、本当に必要とは思わない温浴施設の建設が進み、桂川町の住民の方たちは、多分、維持管理費用は、

類似団体である旧稲築町のなつきの湯の維持管理、これははっきりと確認はしておりませんが、仮として5,000万円は少なくともかかるんじゃないかと、最低でも、は、思っておりますが、このことは、ごみ処理施設を受けてくれた桂川町に対してのお礼を兼ねた地域振興策なので、施設建設費用は県央が払うのは建物を建てる時、県央が見ていただくのは理解していただけるんじゃないかなと思いますけども、温浴施設とかの維持管理については、例えば桂川町から遠く離れた旧穎田町の住民の方が、何で桂川町の要望で建てた施設の維持管理費まで払う必要があるのか。旧穎田町から桂川町まで誰が行くのかとの理由で、間違いなく桂川町が維持管理費については全額払うことになると思います。

そして、桂川町の支払い額が決定したら、負担金は町の義務的な経費ですので、町の財政が赤字であろうと、毎年支払わなければなりません。昨年度の経常収支比率を見て分かるように、今現在97.4という財政的に余裕がない状況で、さらなる負担が増えれば、赤字再建団体になる可能性が多分に出てくると思います。

赤字再建団体に指定されると、国や都道府県の監視の下に置かれて、予算編成が厳しく管理され、総務大臣または知事の同意がなければ、予算を執行できなくなります。

さらに、公共事業の中止・延期、補助金の見直しなど、あらゆる経費が削減され、税金の引上げや水道料金の値上げなど、公共料金の引上げにも想定されるなど、住民サービスは大きな低下を招くことになっていきますが、同時に、今後取り組んでいかなければならない学校建設や水道施設の更新など、多くの公共事業がありますが、多額の負担金の支払いに追われて、これらの住民生活に必要な事業ができなくなります。

しっかりとした議論や説明もないまま、莫大な費用を投じる、この施設の計画を見直すことを、私は今でも求めています。そして、賛成してある議員さんに、財政的危機の状況であることを分かっていたいただきたいと思っています。

次の質問、行きます。

次、2点目、認定こども園と道路問題について質問します。

まず、認定こども園建設計画の進捗状況について教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 認定こども園建設の進捗状況でございますけれども、現在、認定こども園の園舎、園庭、進入路のレイアウトを定めるため、計画に係る調査、協議を進めているところです。

計画に当たっては、用地買収が必要になるもので、現在、その用地買収の協議を行っているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 用地買収ということで、次に行きますけども、地権者との交渉して用地買収というのは、昨年購入した農地の横の、ちょっと残地と言いますか、それとも、県道下秋月線に隣地する農地と言いますか、どちらになるんでしょうか。また別なところ、土地を計画されているんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 必要となる用地協議につきましては、昨年度、購入した土地の隣もごさいます。それと、今、進入路のお話をしたんですけれども、東側の県道桂川下秋月線側から、ちょっと進入することが、安全性を高める上で必要性が高いということで、そこに係る用地の協議等を指したものでごさいます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 分かりにくかったんですけど。県道秋月線に川があるやないですか。その横に農地、その農地も計画しているという理解でいいんでしょうか。

そしたら、農地をするということは、橋もどこかで架けないかんですよ。そこも計画されているんですよ。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今の議員御指摘の昨年度購入した造成計画地から東側の県道側から進入を考えた場合には、水路と言いますか、河川を横断する構造物が必要になってくるということでごさいます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） それは、何年頃までに造りたいとかいうのはあるんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、この計画に当たっての造成設計並びに用地売収の協議をしているところでごさいます。

また、この進捗をちょっと進めていった上での計画スケジュールになりますので、現段階では、ちょっといつということはお答えできない状況です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 購入予定ということですけど、その土地の購入ができなかった場合というのは、どう考えてあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、購入に必要な、こういった測量ないし、地質調査等を進めております。交渉する上で相手方に必要な情報をしっかりと届けるために、今、調査を行っております。

これについて、もしできなかったときに、こういうふうにするということは、ちょっと現段階ではお答えできません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） もし購入されて橋を造るとなれば、簡単にはできない計画だなという気はしますけども、そこで、椿団地への進入・退出道路と役場車両前の道路の計画はどのようになっているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどのお答えとちょっと同様になるんですけれども、今、第一候補と言いますか、安全に利用ができる造成計画を優先したいというふうに考えておりますので、可能な限り用地協議を進めて実現できるように取り組んでおりますので、現段階で椿団地側からの進入等は、ちょっとお答えできない状況です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） そしたら、役場の関係の分も答えられないということですか。

では、次、保育所、幼稚園職員及び保護者等に、この場所と進入・退出道路についての意見を聞く場をされたか、今からされる予定はあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 保育所や幼稚園職員につきましては、情報共有を行い、教育委員会とともに協議を進めているところでございます。保護者等への意見聴取につきましては、具体的な計画が定まった段階で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 具体的な検討、私は検討する前に、ここの場所でしますということをやはり聞いておいていただかないと、後から聞いていきますけども、本当にここで、この土地でいいんかと。後で、今さら聞かれてもというふうなことがあるんじゃないかと思って、今、心配して質問しておりますので。

次に行きますけども、認定こども園建設に向けて、計画を進めてあるんですよね。地元への説明会の予定と、その時期の計画はあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 地元説明の計画でございますけれども、今こういったレイアウトの設計等、用地協議を進めておる段階でございます。

全体として、このように計画をしたいというところが、やっぱり説明をする上で必要になってくると思いますので、現段階では、そういう説明会の実施時期等については、まだ決定していない状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今後、説明会を、今んとこ計画なりしておられないということですが、対象地域の範囲とかは、やっぱり決めておいていただかないと思いますけども、認定こども園の行事等で発生する、スピーカーなどの騒音問題や交通量増大による自宅からの出入りの影響が考えられる場所、つまり認定こども園の敷地周辺、土居一区の住宅とか、けやき台とか土師二区と思いますが、説明会の対象地域の範囲と、どういうふうにまず範囲が考えてあるかというのが、そこら辺を教えてくださいませんか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 説明会の対象範囲という御質問でございますけれども、説明会の対象地域につきましては、開発計画区域に隣接するお住まいの方をまずは中心に説明会を開催したいと思っております。やはり工事によって影響を受けることを中心に考えたいと思っております。

なお、出入口の渋滞等、こういった影響を与える範囲というのは、広範囲になってきますので、ここについての説明会を広範囲に行うということは、現段階では考えておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員、ちょっと暫時休憩しましょう。昼からお願いします。

暫時休憩します。次回は1時から開会します。

午後0時00分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 土居一区の区長名で、認定こども園の建設に伴う住民説明会の要望書が、9月10日に出されてあると聞いておりますが、町長は、この件は知ってあるでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 文書として回りましたので、見ております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長が見てあるということですが、今現在、聞いてある方に、土居一区がどのような要望書を出したかというのを、簡単にちょっとお話しさせていただきますが。

認定こども園の必要性は理解できるが、建設時やその後の交通事情等について、直接影響を受ける当事者側である土居一区民より、疑問点や付近への影響等の問題点が4点提起されています

ので、工事計画前に住民説明会を実施し、土居一区民の協力を得られるよう、心配や危惧してある問題点などの払拭を行い、地元との合意に立ってから工事計画を進めていただきますようお願いいたしますということでございますけども、再度質問いたしますが、いつされる予定でしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 説明会については、今、先ほど申し上げた中で、計画の全体的な形がまだ説明ができませんので、先ほど申し上げたような用地買収の協議、こういったところが整った後に、全体的なレイアウト等が示すことができますので、その段階において説明会を開催するものと考えております。

そういう計画が定まれば、そんなに遅れない形で実施をしていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ここで土居一区の、私も聞いた地元の方の声の一つお知らせいたしますが、ある方は、現在も交通量が多いため、夜の8時か9時頃に、役場のところにわざわざ車を置いておかれて、その車を取りに行っているということを今現在もされているそうです。

そのような状況で、今後、交通量が増えるための対応等の理解をしてもらってから、工事に取りかかっていたきたいという地元の方たちの要望でございました。

建設予定地の確定の時期や地質調査、造成工事等の進捗及び今後のスケジュールについて、先ほど言われましたけど、もう一回確認のためにお話してください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ちょっと先ほどの回答と同様になるんですけども、現在、ちょっと用地買収の協議等もございまして、全体的なレイアウトが示せていません。

このように、認定こども園を設置する計画等の概要が固まれば、その後の地質調査や建築設計等に進んでいけるわけなんですけれども、現在、ちょっとそういう段階まで来ておりませんので、現段階ではスケジュール等を回答することができないということです。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 予算的なこともあると思うんですけども、来年度予算は12月議会にて、いったとしても回答じゃないと思いますけど、12月までには、職員の方たちは一応来年度のことを締切りされると思いますので、そのときにまた聞いていきますけども、先ほど言いますように、土居一区民の疑問点なりを改善していただければと思いますが、私が一番心配しているのは、先ほどずっと言っていますが、進入・退出道路の件です。

土居一区の方と意見が一致しているんですけども、6月議会でも話しました、4点が私ちょっと心配なんですけども、まず1点目、役場とコスモスの間に、約40戸前後の新築が見込まれる

こと。

2点目に、保育所と幼稚園の、現在の定員を考えたら、120から150名ぐらいじゃないかと。

3点目、職員が30名前後おられるんじゃないか。

4点目、小中学生の送迎、特に早朝にはそういう方たちも含めたところ、現在の状況から、さらに150から200台の車両が県道に集中するんじゃないかと思っています。

つまり朝の忙しい時間帯に、車が役場周辺に集中することになり、信号の通過ができず、大きな渋滞が発生し、朝の貴重な時間のいらいらが車両事故の発生につながらないか心配しています。

認定こども園の必要性は、私が保育所長をしておりましたので、議員になってからも、いろいろお願いはしてきましたけども、誰よりも理解しているつもりですけども、この場所に建設する必要が、今んとこ、私分かりませんので、近隣住民の方に理解していただき、特に土居、地元から要望出ています、土居一区の皆さんに理解をしていただいて、納得してもらってからの建設としていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

次、3点目、予約乗合タクシーについてです。

昨年度の桂川町地域公共交通会議の協議内容について教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 昨年度は、地域公共交通会議を2回開催いたしました。内容は、前年度の令和5年度に取り組みました桂川町地域公共交通計画策定事業に係る決算関係や、計画の初年度となります令和6年度の取組やその成果について。また、2年度目となります令和7年度の取組について御報告し、御協議をいただきました。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 協議の中で、予約乗合タクシーの取組についての説明をしてあるか。また、してあるならば、会議参加者の反応についてなど教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 昨年度の会議におきましては、事務局サイドから、特に議題として提示しておりません。

また、御参加の委員さんから、フリートークの時間の中でも、特に御意見、御発言等はございませんでした。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今後の取組というか、予約乗合タクシーについて、事務局のほうから、今回も会議があると思いますけども、何か提案なり意見なり、何か求めるようなことを計

画されておりますでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 現時点では、ちょっと会議の開催自体が未定ですので、まだ内容もまだ決まっておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 地域公共交通会議というのが、総務のほうは1人行かれていますけど、前回、文教の委員もということで提案しましたが、それはできないということでございましたけども、やはり意見としては、議員としては、総務委員会のほうから御提案をいただければなと思っています。

あと、福祉バスの現状ですけども、搭乗者数、便数、運転手、コースなどと、一番大切なのは、3年間幾らぐらいかかったかということをお教えいただければと思います。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 福祉バスは、1日6便、東部・北部・南部・西部の4コースで、運転手4人体制で運行しております。

また、買物・通院バスは、1日6便1コース、運転手1人体制で運行しております。

福祉バスの令和4年度から令和6年度までの3年間の乗降者数と決算額は、令和4年度乗降者数4万5,670人、決算額1,355万7,164円、令和5年度乗降者数4万8,272人、決算額1,436万8,622円、令和6年度乗降者数4万9,826人、決算額1,438万6,659円となっております。

買物・通院バスについては、令和4年度乗降者数2,016人、決算額162万5,912円、令和5年度乗降者数2,072人、決算額156万4,941円、令和6年度乗降者数1,827人、決算額165万2,860円となっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、福祉バスと買物・通院バス、別々の決算言われましたけど、まとめて金額幾らになるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 令和4年度が1,518万3,076円、令和5年度が1,593万3,563円、令和6年度が1,603万9,519円となっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、私が調査というか、文教で飯塚のほうに行ったこともあるんですけども、その中で障がい者や高齢者など、また運転免許を返納される方々のために、飯塚市の旧筑穂町で実施されている予約乗合タクシーについて、今から質問していきますが、飯塚市

の旧筑穂町の令和6年度の収入と支出、車両台数、利用登録について教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 飯塚市さんから御提供いただきました資料を基に、御回答いたします。

まず、収入につきましては、215万500円、支出につきましては、2,139万4,340円でございます。車両台数につきましては、10人乗りのワゴン車が3台稼働しております。

利用登録につきましては、所定の方法で、事前に利用者登録が必要になります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、登録と予約方法、あと、予約可能な時間帯や乗降場所の条件について教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） まず、利用登録方法につきましては、市役所や交流センター等の窓口利用者登録票を提出する方法。それと、福岡ソフトウェアセンター内にあります予約受付センターへ、郵送またはファクスで提出する方法。それと、パソコンやスマートフォンから利用登録する方法の3通りございます。

また、予約方法につきましては、予約センターへ事前に電話にて予約する方式でございます。

次に、予約可能な時間帯は、お盆や年末年始を除く、平日の7時30分から16時30分までで、利用したい日時の1週間前から1時間前まで予約可能でございます。

また、乗降場所の条件としましては、10人乗りのワゴン車が停車可能で、安全に乗降できる場所となります。

なお、この乗降場所につきましては、初回登録時に御利用者が乗車しやすい場所、例えば自宅前の道路や自宅近くの公園などを設定することになっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、JR桂川駅から飯塚市役所に行く場合の経路と金額を教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） ちょっと、まず結論から申し上げるんですけど、JR桂川駅で筑豊地区の予約乗合タクシーに乗車することは可能なんですけども、予約乗合タクシーでは、飯塚市役所へ行くことはできません。

と申しますのが、予約乗合タクシーにつきましては、許可を受けた区域の中においてのみ運行できるもので、許可区域からほかの区域に出ることは原則できません。ほかの区域に行く場合は、乗り継ぎ利用で行くことはできますが、乗り継ぎの際に、再度運賃が発生します。

飯塚市さんの場合は、合併前の旧市町単位をベースに許可区域が設定されておりますが、例えば筑穂地区であれば、お隣の穂波地区へは行けますので、そこに乗り継ぐ場合の運賃は、300円掛ける2回の600円となります。

ただ、飯塚市が立地する立岩地区ですとか、その周辺の飯塚片島地区、菰田地区では、予約乗合タクシーが運行されていない、つまり許可区域外となりますので、予約乗合タクシーの乗り入れはできません。

よって、改めて申しますが、予約乗合タクシーでは、飯塚市役所には行けないということになります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、旧筑穂町ですと聞いていきましたけど、なぜ聞くかというたら、桂川町も同じように、筑穂町と同じように桂川町でも、予約乗合タクシーをしていただければありがたいし、そして、JR桂川駅に行って、それから、飯塚市が決めているバスなり乗っていくというふうなことをしていただければと思うんですけども、ここで飯塚市の、先ほど言いますように、旧筑穂町の予約乗合タクシーと、桂川町の福祉バスの予算や利用状況を比較して、どちらが利用者目線に立ってあるかということ、町長、ちょっとお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御利用者の置かれている状況が、一様ではありませんし、予約乗合タクシー、福祉バス、それぞれにメリット・デメリットがありますので、どちらかという質問にはお答えすることはできません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ここで、やはり先ほど課長が言っていたいただきましたけども、福祉バスは100m先でも自分で、足が悪いなり、誰か介護要る方は連れていかないかとですけど、筑穂町にある予約乗合タクシーは、先ほど課長が言われましたけども、10人乗りワゴン車の停車が可能なら、自宅前まで来ていただけるんですよ。

そこで、金額はかかりますけど、やはり住民の方、特に体の不自由な方、高齢者の方等、やはり玄関前に来ていただくということを前提として考えていただきたいと思っていますし、先ほど課長から言われましたけども、飯塚市の筑穂町では約2,140万円、そして、先ほど課長が、福祉バスでは約1,600万円ぐらいの金額を言われましたので、差引き500万か600万、少なくともそのぐらいの金額、プラスアルファで1,000万ぐらいプラスアルファをすれば、住民のためになる制度であり、やはりタクシーを使ってどっか桂川町を動くにしろ、それなりに金額要りますので、住民の目線でしていただければ、どちらが利用者目線に立っているかなとい

うふうな気持ちで質問いたしましたけども、答えていただけませんでした。

では、ここで一番大事なものは運送業者の意見ですが、どのように考えてあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 筑豊地区タクシー協会の事務所に出向きまして、タクシー業界の現状等についてお話を伺っております。

タクシー業界においても、運転手不足はかなり深刻なものであり、事業規模の縮小、あるいは廃業を余儀なくされた事業所もあるというお話でした。

また、コロナ禍に減少した乗客が、9割程度は回復してきているものの、依然として経営状況も厳しいということでした。

また、予約乗合タクシーの導入可能性につきましては、先ほど申しましたような状況から、既存のタクシー事業者2社とも消極的、抵抗が強いだらうというふうに伺っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） かもしれないですけど、飯塚は聞きましたら、3年契約でしていただいているということですが、そこら辺のすり合わせを、もうちょっとしていただければと思いますが、先ほどから言いますが、予約乗合タクシーと福祉バスの関係ですけど、今の回答では、福祉バスのままで行かれるようになると思うんですが、そういう考え方でいいでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

今までずっと課長が説明してきましたように、本町における福祉バスの利用者数、先ほど言いましたように、令和6年度であれば4万9,800人ですから、約5万人近いんですね。5万人近い方が利用してあるわけです。ですから、単純に比較することはできないと思います。

本町が取り組んでいる福祉バスのメリットと言いますか、利点と言いますか、そういったことにも、ぜひ目をつけていただきたいと思っておりますし、乗合タクシーについては、課長も申しましたように、いろいろな面で調査もし、まだ検討もしておりますので、そのことも併せてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 考え方は理解はしますが、桂川町が抱えている問題というのは、やっぱり高齢化が今から進んでいくと思っておりますし、特に町長が住んである内山田関係は、調べましたら高齢化率が約6割で、桂川町の高齢化率の約1.7倍ほどありますので、そのためにも、今後、絶対必要な対策ではないかなと思っておりますので、よく考えていただいて、特に地元の方たちが了解していただけるかなというふうに思っております。

では、次の質問行きます。

次、4点目、カスハラ条例、ハラスメント条例についてです。

6月議会では、カスハラやハラスメント、これは首長や議員等についての質問いたしましたが、カスハラやハラスメントの調査はしないとの回答でしたが、それ以降の取組について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） アンケート調査につきましては、議員御質問のアンケートは、単に意見や動向を調べ、データを集める調査とは違い、ハラスメントの実態調査に近いものと認識しております。

このアンケート調査を実効性のあるものとするためには、回答の匿名性や秘密保持、調査の公平性や中立性を確保し、職員が安心して回答できる環境を整えることが不可欠と考えております。

このように細部にわたり、取組に注意を要する調査であるため、実施にはまだ至っておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私が言っているのは、細部じゃなくて、あったかどうか、丸、バツ、三角ぐらいでもしていただいて、そして、丸があったというのが多ければ、ちょっと踏み込んで調査とか。

要するに、今、桂川町、あったかどうか分からない状況ということですけど、それでいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 丸、バツ、三角にいたしましても、匿名性や秘密性が必要だと思っております。それを、丸、バツ、三角で把握した後に、その後はどう進めていくか、そういうふうなことも踏まえて制度設計をしていかないと、丸、バツ、三角だけで止まっては意味がないかなと思っておりますので、細部にわたる注意が必要ということで、まだ取組には至っておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の回答では、全然、今から考えていないという、理解しました。

じゃあ、次の質問は、私もあと4件あって時間もありませんので、次に質問される下川副議長が、同じテーマで質問していただきますので、お任せいたしますが、この質問の趣旨は、職員がカスハラやハラスメントがあったときに、職員を守る条例をつくってはどうかというふうな提案と思っておりますので、そこら辺を考えて、今から取組をしてください。

次、5点目、桂川駅のハト対策について質問します。

桂川駅のハト対策についての現在の状況と、利用者等の意見等があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川駅のハト対策については、令和3年度の新駅舎の供用開始より、一定のハト対策を行ってまいりました。

具体的には、剣山を天井下に設置したり、忌避剤、それとテグスをかけたり、あらゆる対策を行ってまいりましたが、非常に帰巢力が強く、だんだんその数が増え続けている状況であります。

利用者の皆様からも、ハトのふんで通路が汚れているという意見が寄せられている状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も桂川駅を使ったとき、手すりにハトのふんがあるき、手すりの意味がしないなというふうな状況もありましたので、今、課長の回答で頑張っていたいただいているのは分かっておりますけども、今後の対応というのは、今現在ですけど、これから先の対応というのは何か考えてありますでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 自由通路の天井下にハトが止まらないように、バードピンや忌避剤等の設置をする対策を行ってまいりましたが、ハトの数が多く、ふんによる汚れに対し、清掃がなかなか追いついていかない状況であります。

これについては、JR施設のホームのほうも、ちょっと現在、汚れがひどくなってきておりまして、JR九州さんと提携して、同じ対応でちょっと取組を進めていこうという打診がありましたので、提携してプロの専門家によって対応を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、対応は大変難しいことだと思っておりますけども、今まで、先ほど言いましたように、担当者の方、ハト対策、大変苦勞されてあるというのは、私もこういうふうになっていますよということは、お知らせしたこともあるんですけど、自由通路等の構造を抜本的にやり替えるべきではないかと。

そうしないと、ハト被害の改善は難しいと思いますが、町長はこのままでよい。または、抜本的な対策は多額なお金がかかるので、取り組むのは難しい。どうのお考えか、ちょっとお知らせいただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 私のほうから。今、抜本的に構造をやり替えるというような、ちょっと御質問でございますけれども、構造的にやり替えるといっても、今の構造を止まれないような形にするには、非常に大きな費用がかかることが見込まれます。

今まで、ハトの帰巢に対する物理的な手法を取ってまいりましたが、今後、ハトの習性に詳しい専門家への委託によって、ハトの総数を減らしていく方法を、ちょっと先ほどお話ししました、JR九州さんと密に連携していく確認を行いましたので、こういったものを、まずしっかり実施していきたいと思っております。

それで、どこまでちょっとこの対策が不可能なのかというところまでは、ちょっと構造的な非常に大きな費用を発生する可能性がありますので、まずは、そういう対応を先に行っていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 駅舎とかの関係は、文教厚生委員会の関係で質問をしてきましたけども、建設のときは課長も、課長はちょっと違かったかな、ほかの課長だったけども、決定事項の事後報告ばかりだったんですよ。

自由通路の件もガラス張りで、天井から1 mぐらい開くというのは、私たち本当に完成してから知ったんですよ。

それで、逆から言えば、当初の設計から完成までに、適時、私ども説明を聞かせていただいて、これ、おかしいんじゃないか、これ、変えたらいいんじゃないかというふうな意見をさせていただいておけば、逆から言えば、私はこんなふうな質問ができないし、今から思えば、もうちょっと説明を受けていただいたらよかったかなと。本当に残念です。

じゃあ、次の質問、行きます。

次、6点目、町長等の特別職や議員の報酬、退職金等の公表についてです。

筑豊地区の人事行政の運営等の状況の公表状況、これらホームページや広報紙等の掲載状況について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 人事行政の運営等の状況の公表とは、地方公共団体が職員の任用、職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件などを人事行政運営における公平・透明性を高めるために公表するものでございます。

その根拠となるものは、総務省が統一の様式に基づき、地方公共団体給与情報等公表システムに公表を義務づけている、地方公共団体の給与・定員管理等でございます。

議員御質問の人事行政の運営等の状況の公表状況とは名称は違いますが、同等の内容であります給与・定員管理等につきましては、総務省の通知に基づき、各自治体に公表が義務づけられておりますので、筑豊地区の全自治体は、ホームページ上で公表がされております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 嘉麻市広報の内容について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議員の御質問は、嘉麻市が嘉麻市の人事行政の運営等の状況を、広報紙で公表していることと認識しております。

職員数の状況、職員の給与状況、職員の平均給与月額、初任給等の状況、職員の手当の状況、特別職の報酬等の状況を広報紙で公表されております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、桂川町は、どのように公表されているのでしょうか。公表の状況と内容、町長等の特別職や議員の報酬、退職金などについて教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 町長等の特別職や議員の報酬、退職金につきましては、桂川町につきましては、ホームページ上で公表をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、ホームページ上と言われますけど、私、たまたま人事おりましたので見ているんですけど、ちょっとホームページから、どういうふうに見るかというのをお知らせしますが、まず、桂川町のホームページありますよね。桂川町のプロフィール、左のほうにあるんですけど、そして、統計情報の中に給与・定員管理で見ることができます。物すごく分かりにくいんですけどね。

嘉麻市は、こういうふうには、これ、今年の7月ですけど、こういうふうに出しているんですよ、全部。定員管理とか給与実態とか、そんなとも全部出していただいていますので、ここで私たちも含めて、町長の給料なり退職金なり、ちょっとお話ししたいと思いますが。

今、給料、町長は1か月70万7,000円で、期末手当をもらってあります。これが約250万。退職金は、70万7,000円の在職月、4年間おつたら約1,400万ぐらいもらえます。

議員は、1か月分24万5,000円です。期末手当が約86万円ぐらい。退職金、議員年金はありません。

こういうふうには、やはり広報等、情報公開をしていただければということで、今しておりますけども、嘉麻市は、先ほど言いますけども、人事行政、ここに書いてある、ここに条例第6条に基づきということで書いてあるのを調べたら、平成19年12月に制定し、合併と同時に公表しているのではないかとこのふうになります。

情報公開として、今後の桂川町の広報紙への掲載と、その根拠となる条例の制定についての考えはあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在必要な内容につきましては、ホームページ上にて公表をしておりますが、今後、広報紙の掲載については検討してまいりたいと思っております。

条例等の制定につきましては、給与・定員管理等の公表につきましては、条例等は必要はございません。

ただし、嘉麻市さんのような人事行政の運営等の状況という形で公表する場合につきましては、条例等が必要となってまいりますので、内容について精査が必要と思っておりますので、研究・検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、私が言っているのは、ホームページじゃなくて、こういうふうに紙で出したらいんじゃないかと。

その理由を今から話しますけども、町長などの特別職の給料や退職金、また、私ども一緒に議員の報酬金額を広報紙と。要するに、1年に1回、毎年、嘉麻市、7月に出しているんですけど、こういうふうにすれば、町長や町議会議員選挙に出てもいいという方がおられるんじゃないかと。

町長なり私どもが、どんだけ報酬として、町長は給料ですけど、もらってあるかというのが分かれば、私ども何期も務めておりますけども、新しい人材が選挙に出て頑張ってみようかというふうな人たちが出てくるんじゃないかと。このぐらいの報酬だったら、まあ、ちょっと頑張ってみよう。

町長だったら、4年に1回、先ほど言いますように、退職金1,400万ぐらいは出てきますので、やはり報酬のために出てくることはないと思っておりますけど、やっぱり選挙に出ようと、後ろを押す力にはなるんじゃないかと思って提案をしております。

ここ、桂川町の特別職や議員も、私を含めて高齢化が進んでいるんですよ。若い力が、力が必要だと思いますので、嘉麻市のように人事行政、こういうふうなのをつくって、人材を集めていただければと思います。

では、次、7番目、報酬審議会について質問していきます。

報酬審議会という会議が、皆さん方、御存じないかもしれんけど、私、これ担当しておりましたので、よく知っているんですが、この報酬審議会を最後に開催した時期と審議内容及び参加者について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 報酬審議会を最後に開催したのは平成28年度で、12月の26日、1月の27日、2月の7日の計3回で開催しております。

審議の内容は、合併問題や行財政改革により特別職及び議員の給料、報酬等を特例条例により減額していたものを、特例条例を廃止し、本来の条例を適用することについてでございます。

参加者は、桂川町特別職報酬等審議会条例に基づき、桂川町の区域内の公共的団体の代表者、その他住民のうちから7名が任命され、区長会会長、商工会会長、消防団団長、社会福祉協議会会長、PTA連絡協議会会長、学識経験者として2名が参加されております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） これは記憶ですけど、町長になられて最初に減額された分を元に戻されたときが最後だったということの理解でいいでしょうか。また違うでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議員の御意見のとおりでよろしいかと思ます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ということは、町長になられて十何年か、20年近く、29年ですか、なられるまで、それでされなかったということでございますけども、報酬審議会はどのように開催するのか。

また、人事院勧告などとの関係はどうなっているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 報酬審議会についての質問でありますけども、人事院勧告と直接的な関係はございません。いわゆる町長の諮問に応じて、そして、審議会で審議をいただき、それを議会に諮るということであります。

次の質問にもあるんですけども、こういった状況の中で、これまで十七、八年ですか、にわたって報酬審議会を開いてこなかったというのは、やっぱり必要性を感じなかったということにあります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） そうだろうと思ますけども、報酬審議会では町長等の特別職や、私ども議員の報酬等の金額を協議する場だと思っておりますので、報酬を上げるためではなくて、引下げや近隣の自治体の町長を含め、特別職、議員の報酬等を再度考える場として、やはり何年に一回ぐらいはされたほうがいいんじゃないかなというふうな提案でございます。

次の質問、行きます。

最後になります。8番目、トライアル桂川店の騒音防止対策についてです。

5月22日に、土居一区から要望書が出ておると思ますけども、その内容を読み上げていただければと思ます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 今回、令和7年5月22日付で、土居一の区長より要望書が出されております。

内容につきましては、まず1点目、騒音はオープン以来、全く変わりなく、朝から夜中まで続いている。

2点目、従業員の方も、台車を片づける時雑にされるため、音がうるさい。役場から注意していただいたときだけ静かになる。ビツとする音です。また、私たちが寝ている時間も同様であり、目が覚める。

3点目、風が吹くと、ごみが飛んできて、畑の中にビニール袋、マスク、空き缶とかが入る。また、溝にもごみが捨ててあり、台風の時や風が強いときなどは、田んぼの中に発泡スチロール等が飛んできて、トライアルに改善をお願いした経緯がある。

4点目、1から3の対策として、トライアルへの指導と防音柵、または柵の設置を要望します。以上でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、読んでいただいたとおり、やはり地元の方たちは、今でも大変迷惑といたしますか、問題と思っておりますけれども、令和4年9月議会で私は質問いたしました。

質問内容は、夜中の作業が住民の安眠を阻害しているが、今後の取組はということで質問しましたが、町長の回答では、防音壁のようなものを設置する必要がある、トライアルに提案したいとの回答でしたが、その後、町が実施した対策や措置について、トライアルへの要望や陳情などされたのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 令和4年度の柵以降、特段しておりませんでしたけれども、今回の要望書が出た際に、住民の方から再度、状況について直接お伺いをしております。

やはり、先ほど要望書にあった内容が主なんですが、主にあったのが、夜中に搬入されるトラックの音や荷物の積卸しの音がうるさくて目が覚める。それ以降、眠れないことがあるということでした。

町の対応としては、トライアル桂川店様のほうにお伺いをして、店長様のほうに、この内容についてお伝えをして、御対応をいただいているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） トライアル桂川店が実施された対策や措置、町や住民への説明はされたのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） トライアル桂川店様の対応としましては、停留するトラックを止めにくくするために、パレットを幾つか駐車場に置いたり、長時間の駐車をしない旨の看板を

設置されております。

また、荷物搬入のトラックについても、できるだけ静かに作業してもらう旨を運送会社のほうに依頼をしていただくなど、対応していただいております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今から質問するのは、ちょっと厳しいことになるんですけども、法的拘束力のある騒音対策について、国や県、また顧問弁護士など、関係機関に相談したことはありますでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 県の騒音対策部署、環境保全課の大気係になりますけども、そちらのほうに確認しましたところ、県の条例に今回のケースが何かしら該当するということはないというふうな回答でございました。

顧問弁護士等に相談したことは、今までございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 続きまして、本社、これ福岡市にあるということでございますけども、桂川町として陳情行動等を含めた今後の対策の予定等があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず、トライアル桂川店様のほうの店長様のほうに御対応をいただいております。伝えた内容については、順次対応していただいております。

その後、住民の方にお伺いをしますと、今のところ収まってきているというようなお答えもいただいておりますので、まずはこちらのほうで、トライアル桂川店様のほうとやり取りをさせていただきたいと思っております。

今後につきましても、対象の住民の方と定期的に状況をお伺いして、その旨をトライアル桂川店様のほうに継続してお伝えをしていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の回答では、住民の皆さんからの相談や苦情に対しては、桂川町は真摯に対応していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 今後もそういったことがあれば、対応していきたいというふう考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も、この問題を提案された方に記録なり、難しいと思いますけど、何がしか問題があったときは出していただいて、その問題を一つ一つ改善していく。そうし

ないと、やはり住環境といいますか、騒音環境とかいうふうになってきますので、やはり健康の害に害することになってきますので、ぜひ桂川町は、近隣の生活環境を守るために頑張って、率先して取り組んでいただければと思っております。

これで、私の質問を終わります。

-----  
○議長（林 英明君） 次、2番、下川康弘議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 下川でございます。通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず、1点目としまして、現在の職員体制についてということで、今、役場の業務は今後ますます複雑多岐になると考えられます。今、各部署の人手はどうなのか。足りているのかということ、総務課長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御質問の人員状況につきましては、業務量は時期や案件によって増減がございます。確かに、繁忙期では職員に負担がかかる時期もあるかと思いますが、業務が比較的落ち着いた時期もございます。

こうした業務量の変動の中で、おおむね押しなべてみますと、現時点では対応できているものと考えております。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 今、おおむね足りているという話ですけども、飯塚市とか嘉麻市の住民課、私もよく使いますが、すごく感じがいいんですよ。感じがいいというか、よその業者といいますか、民間委託されています。という思いで一応調べてみたら、民間委託ではなくて、その部署ごとに、例えば住民課であったら足りない部分を、その会社に委託する。その会社にまた別の部署も、足りなければ何人か委託するというような形をとられていると。

だから、言い方を変えると、会計年度任用職員の方と同じような感じですけども、要るところ要るところに、各部署ごとに依頼しているというような話を聞きました。

先ほど建設課のほうにいろいろな話がありましたけども、私は建設課に今空き家対策について時々話に行くときがあります。住民の方から苦情を受けて、これどういうふうになっとうという話を聞きに行くときがあるんですが、やはり建設課もほかのこともあります。例えば幼稚園の建て替えの問題ですとか、ここの件の、道路の問題だとか、たくさん問題がある。あの人数でやっているわけですね。

そうすると若い子が、私が行きましたとかいう話を聞きます。本当失礼な話ですけど、若いなと。だから、この子で住民の方と話ができるのかということも、ちょっと思います。

それとか、今大塚議員のほうからありましたけども、自由通路のハトの対策、これ私も昨日も駆使しましたけども、やっぱりこれ大変な問題だと思います。ハトが物すごく多いんですよね。

これが建設課で、またこのハト対策までやれとなったときに、本当に足りるのかなというのを正直思いますので、今度町長にお伺いするんですが、そういった忙しいところに民間の力をちょっと借りてみようというようなお考えは、町長ございますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと捉え方ですけども、民間のというのは、いわゆる民間の会社を通して人材を確保するという意味合いでしょうか。人材の確保については、最初には当然のことながら正職員、そして今、会計年度任用職員という形があります。

そのほかにも、委託している職員とかも、部署によってはあるんですけども、全体として民間の会社を通しての人材確保というのは、結構費用がかかるんですよね。

そういう意味からしますと、大きな市のように、例えば住民の窓口なら窓口が一括した形で数人ということであれば、別でしょうけれども、本町の場合、どういう形が一番効率的にいいのか、それはいつも考えさせられるところです。

そういう中で、やっぱり現実的にはそういう、今会計年度任用職員も含めて取り組んでいます。それぞれの部署ごとに、それぞれのそのときの業務の量、そういったものを考慮しながら対応していくのが、一番効率的だということに思っております。

民間の、民間会社を通しての採用というのは、そうですね、検討する必要はあるかもしれませんが、ただ先ほど言いますように、経費の面では高くつくものと、そのように思っています。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 今の部分で、民間に業務委託という形で人材派遣をしてもらうという手もあると思うんです。例えば専門家です。例えば先ほどから、空き家対策に不動産会社さんとかと今提携しているという話を聞いていますが、その中で1人2人とか、1人でも2人でも常駐していただくと。その分のその方たちの給料は役場で持つ、その間だけです。そういう考えもあると思う。私どもも仕事しながら、その間だけその人を借りる。

先ほど町長が言われた民間委託、民間の派遣会社に委託すると、派遣会社の取り分と、派遣された人の取り分があるので、どうしてもコストが上がるんですよね。

ただし、業者の方、自分たちが一緒にやっている会社の方、先ほど不動産屋さんとかに頼むと、その給料で来ていただけるというふうに思います。

だからそれは、今二十何社と一応提携している建設会社さん、不動産屋さんっておられますので、その方たちの中から若手でも何でもいい、何でもいいと言うと失礼ですね。宅建の免許を持っている方とか、そういうのを専門にやっている方を一人ついでいただくと、今の役場の若い人

たちにも一緒に動けば、すごく効率よく、また自信を持って動けるのかなというふうに思ったので、これも考え方の一つじゃないかなと思いますので、ちょっと考慮していただきたいなというのを思っております。よろしいでしょうか。いいですかね。じゃあ、考慮していただけるということで、お願いいたします。

その次に、2番目が、パワハラ・カスハラ条例についてということで、質問させていただきます。

今、大塚議員が最初にあったので、大塚議員がたくさんしていただけたら私が少なく思ったけど、大塚議員のほうがたくさん質問をされたので、私のほうが代わりにさせていただきます。

私のほうは、このパワハラ・カスハラ条例についてということで、今まで2回ほど、私は1回、それから大塚議員も前回されています。そのときは令和6年9月にしたときに、対策協議を行ったことがあるかという質問に対して、個別の検証を行っているけれども、全体的な対応はしていないと、協議会は行ってないと。

それから、町長のほうも実態を把握するのは困難な面が多いが、法的な対応も必要となると思うので、弁護士等と相談しながら検討したいという、それは去年の9月の議会で、私の質問に対してお答えいただいています。

次、今年の6月議会で、大塚議員のほうから、カスハラ条例やパワーハラスメント条例についてということで、今後の取組はということで、人権啓発の観点からも制度の導入と同時に、啓発活動や相談窓口等の設定が必要であるというお答えをいただいております。

それで、今回質問するのは、これについて、この条例について、何か動いてありますかということ、まず総務課長のほうにお伺いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 条例の制定には至っておりませんが、条例を制定いたしました近隣自治体や、今現在条例を準備中の自治体のほうに、聞き取りの調査のほうは行っております。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ありがとうございます。私もいろいろ他の自治体ということで調べたんですが、地方自治研究機構というのがあります。

その中で、今、日本全国で128の団体が134の条例を作っていると。それから、福岡県でも8、福岡県が福岡県として、県議会としてすごく福岡県全体の条例という形で、大きな条例を作っております。これは、ちょっと私どもみたいに各市町村には当てはまらない部分があると思うので、それは除いて、7団体の市町村が条例を作っております。

その中で見ていくと、よく出るのが築上町のハラスメント根絶条例というのがあります。これは、私どもと同じ町ですよ。その目的の第1番目に、「この条例は、築上町議会議員による議

員の地位を利用した築上町職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止、根絶するための措置を講じ、職員、議員が個人としての尊厳を尊重され、町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする」というのがあります。

その議員の責務という中で、「議員は町民の代表として権限及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚、認識し、職員または議員の人格を尊重して、自らハラスメント防止根絶に努めなければならない」というのがあります。

ほかのところも見たら、ほとんどが議員です。議員から職員、それから町長から職員、お客さんから職員という形で、力のある方から職員に対してのをやめましょうねという条例がすごく多いです。

ということは、先ほど大塚議員も言われたけども、このハラスメントについては職員を守るための話をしているんだということです。職員の方たちが働きやすい環境づくりのために、条例としてこれを作ることによって、よく言葉が出ます、抑止力です。ここまで言うてはいけないかなと。

これですね、ハラスメントの話をしだしたのも、ちょっと難しいことがたくさん出てくるんですけども、私も昭和の初期ですから、昭和28年ですから、昔よかったと、昔はこれで通ったというのは、今通らないんですよ。今の若い子たちが職員として入ってこられると思います。どんどんどんどん考え方も違いますし、育った環境も違いますので、前は背中たたいて、ううん、頑張りよるか、これはよかったんです。今はそれは駄目なんです。

気心が知れている人、物すごく親しい方だったら、元気にしとるかと言ってもそれでオーケーなんですけど、その方がこの人からされたら嫌だと思えば、もうパワハラなんです、セクハラなんです。

それを、そこまで考えると何も行動できないじゃないかとなるんですけども、そこに一つの基準として条例なり、それから相談窓口、そこに今度は、先ほど言われました法的な方ですね、桂川町には今2人の顧問弁護士さんおられますのでその方。

それと、福岡県がうちの議会、各市議会とか、市町村からの相談窓口を作ってくれています。このパワハラ・セクハラに対しての。

だから、そこに相談されて、こういう方法はどうですかというのも聞ける状態が今できてますので、それはされたほうがいいのかというふうに思います。

だから、町だけで一生懸命考えても難しいんで、いろんなところ、福岡県ですけどもね、県に相談されて、こういうのはどうでしょうかと。

それと、先ほど言った築上町、小竹町、いろんなところが本当作ってます。そこに聞かれて、

先ほど課長も言われましたけれども、小竹町とかの情報を知ったということはありませんけれども、春日市とか中間市とか、結構でき上がってます。

それを、何度も言いますが、これをする事によって、取り締まるとかじゃなしに、これを抑止力、こういうのができたんだぞと、これ以上やっちゃいけないぞという、この言葉は適してるのかどうかというのを考える意味でも、すごく大事になると思いますので、町長、前向きに検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、議員が指摘されましたように、前回の議会するときにも申したかと思えますけれども、やっぱりこのセクハラ・パワハラ、それからカスハラですか。いろんなハラスメントがあります。

そういうハラスメントに対して、具体的に条例の制定も含めて、本町としてどう取り組んでいくかということで、いろいろ、特に総務課が中心になって調査をし、そして具体的に本町において、どういう形で取り組んでいくのがベストなのか。そういったことも含めて、意見の交換等はやっているところです。

まだ、具体的な形までは行っておりませんが、このいわゆるハラスメントに対する対応、これはもうぜひ必要であると思っておりますので、私どもも積極的に取り組んでいきたいと思えますし、また議員の皆さんの御理解、御協力を賜ることもあると思えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ありがとうございます。先ほど福岡県のことを言いましたけれども、福岡県が令和4年7月に条例を制定しています。その中で、市町村議会との連携という項目があるんです。第10条ですね。それで市町村議会からの相談窓口としてすると。

それと、市町村の、このときは議長という言葉が出るんですが、議長が中心となって市町村の勉強会、町議会の勉強会等にも参加したり、また参加してもらう取組をやっていきますという強いメッセージがありますので、県と連携しながらやっていっていただきたいなというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（林 英明君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（林 英明君） 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時02分散会